

ユーランの九三七年

——あるプレカリア文書の中の政治史——

佐藤彰一

一はじめに

八四三年カロリング・フランク国家が、ヴェルダン条約により西フランク王国、東フランク王国、ロタール王国に三分割され、さらに八七〇年のメールセン条約を経て、おおよそ八八八年以後は、ロタール王国の大部分が東西フランク王国に吸収されて消失し、半島のイタリア王国がかろうじてロタールの遺領として残り、それらが後のフランス、ドイツ、イタリアなど近代国民国家の地理的枠組の淵源をなすことは、広く周知のことである。

これらの王国において、カロリング家の血統がただちに玉座から姿を消したわけではなかった。イタリア王国ではスポレート大公グイドが、早ばやとシャルルマニュの子孫から王権を奪い伝統を断ち切るが、東フランク王国ではザクセン朝のハイインリヒ捕鳥王が即位した九一年まで、西フランク王国ではユーラン・カペーが登極する九八七年まで、なおカロリング王統の支配体制が存続したのである。

けれども西フランク王国でのカロリング家の王権掌握は、断絶なしにユーラン・カペーの時代まで続いたのではなかった。九世紀末期からカロリングの血統に属さない三人の人物が王笏を握ったものの、その統治期間が短かったこともあり、彼らの死後その都度王位はカロリングの血脉に復帰したのであった。パリ伯ウードがカロリング一門以外で最初に王位に即いた八八八年から、ユーラン・カペーまでの一世紀間は、政治的に凋落の色あい紛れもないカロリング家と、台頭しつつあった非カロリング勢力との間で、権力の振り子が忙しく往来した一世紀でもあった。そして例えば、三度にわたる非カロリング門閥の権力掌握のうち、二度を制したのがユーラン・カペーの祖父ロベール一世と大叔父パリ伯ウードであった事実を見ると、この一世紀間の西フランク王国の政治状況を、カロリング家とロベール・カペー家の確執の構図として描くことが許されるであろうか。ユーラン・カペーの父ユーラン・ル・グランが、主家カロリング家に對して示す慮りと、王位を眼前にしての逡巡と見るとき、はたして権力への意志に貫かれた確執の構図として両者の関係をとらえるの

が妥当か、いかでか躊躇せざるをえないというのが正直なところである。けれども客観的状況として、この一世紀の過程はやはりロベール・カペー権力の西フランク王国、すなわちフランス王国における登極にむけて歴史のベクトルが動いていたことを明らかにしているように思われる。⁽¹⁾

本稿は上述のような錯綜した時代状況を背景として、トゥールのサン・マルタン修道院に伝来したユーグ・ル・グラン、すなわち大ユーティングの一証書を手がかりに、その政治的展望の一端に光をあてようとする試みである。

II ロベール家の起源とフランキア大公

最初に大ユーティングの時代までのロベール家の歴史と、この一門によるセーヌ・ロワール間諸地方への勢力扶植の経過を簡単にたどりて、以後の議論の前提を提示しておきたい。

ロベール一門の起源をめぐっては、少なからぬ論争の歴史がある。ここでは論争の経過とそれぞれの所論を、詳細にたどるつもりはない⁽²⁾。ただ、一九世紀のドイツとフランスにおける澎湃として沸き起つた国民意識の高まりを背景に、ロベール一門の出自について証言しているリケリウス(リング)の『フランス史』の唯一の写本が、一八二三年にバンベルクで約八五〇年ぶりで発見されたことによつて、論争にもたらされた波紋についてだけ触れておきたい。

ロベール一門の家祖ロベール・ル・フォールの出自について、

一五〇年後の著者リシェは、八八八年一月のパリ伯ウードの国王選出に寄せて、以下のように記している。

「この者は騎士の身分から出たロベルトゥスを父に、父方の祖父にウイトキヌスをもちゲルマニアから到来した人物である。 (Hic patrem habuit ex equestri ordine Robertum; avum vero patternum Witichinum, advenam Germanum)⁽³⁾。 リシェとほぼ同時代のサン・ブノワ・スュル・ロワールの修道士アイモンは、その著作『聖ベネディクトゥスの奇跡』のなかで、saxonici generis vir すなわち「ザクセン人出身の男」とコトノスの帰属まで言及してゐる。

中世フランスの開幕を告げた王朝の始祖が、ザクセン人出身者であるという証言はフランスの歴史家には字義どおりには受け入れがたいものであった。一例を挙げるならば、一八七三年にド・バルテルミニイが主張した、カロリング家没落の元凶となつたロベール家に対する、カロリングの党派が流した流言をリシェが鵜呑みにして伝えただけなのだ、というような見解がそれである。⁽⁴⁾けれども、リシェがカロリングの党派に与していたという証拠はないし、それどころか客観的条件としては自らが属するランス大司教座が、大司教アダルベルトンを筆頭にして、そして何よりもリシェの師ジエルベール・ドーリヤックが、ロベールの曾孫であるユーグ・カペーの国王推戴の立役者であったことを考慮するならば、むしろロベール側に立つたと推測するのが自然であるから、ド・バルテルミニイの意見は根拠

がない。

こうしたなかで、K・グレックナーがロベール家の祖をロルシュ修道院を創建した一門の一人に同定する新説を提示した⁽⁸⁾。ロルシュ修道院証書集の編纂を通じて獲得した堅固で該博な史料知識に基づいて、グレックナーはヴォルムス近辺のラインガウに所領を有するロベール一門を、ロベール・ル・フォール、すなわち後のカペー王朝の血統の起源としたのである⁽⁹⁾。このグレックナーの仮説を支持し、さらにこれを越えて八四〇年頃のロベールのライン地方出発から、八五二／三年のロワール河口に近いアンジェへの定着までの経緯を、史料を博搜して克明に復元したのが、K・F・ヴェルナーである⁽¹⁰⁾。ロルシュ修道院建設にあたったルッペルティナー（Rupertiner）の一員に、この時期ロベール（＝Rottberthus）なる人物が存在したことは確認できるのであるが、それが後のロベール・ル・フォールであることの証明は史料的に困難であり、ヴェルナーの仮説には異論も出されている⁽¹¹⁾。けれども多様な史料を縦横に読み解いて、精力的に論証を試みるヴェルナーの所論には独特的の説得力があり、ロルシュ文書に登場するロベールとおよそ一〇年後にアンジェュー地方に忽然と姿を現わすロベールが、果たして同一人物であるかの決定的な証拠はないものの、有力な研究者はこれを現時点での最有力の説とみなしている⁽¹²⁾。

ヴェルナーによれば、先に紹介したロベールの出自を「ウイットキヌスの子孫」に位置づけるリシェの説も、「ザクセン人の出身」と

するフルーリィの修道士アイモンの主張とともに、ロベールがラインガウに勢力を張った一門出身であるという事実と矛盾するものではない。一〇世紀末に執筆した二人の年代記作者にとって、ライン地方は「ゲルマニア」であり、この地はザクセン人の王朝リウドルフインガーが支配して久しかった。「ザクセン人」出身というアイモンの記述は、ザクセンの有力修道院コルヴァイの修道士ヴィドキントが、ウード（つまりはロベール）について「東フランク人出身（ex orientalibus Francis）」であると述べているのと同一の事実を指摘しているにすぎないというのである⁽¹³⁾。

それでは、どのような事情がロベール・ル・フォールをしてライン地方を出てロワール流域に足を向けさせたのであろうか。この問題については、系譜史料やプロソボグラフィカルな情報、年代記などの叙述史料の博大な知識をもつヴェルナーのほとんど独壇場である。

ルイ敬虔帝の治世末期に国王宮廷において、同帝の後妻でシャルル禿頭王の母ユーディットの勢力と、宮廷の実力者であったセネシャル職を担当していたアダルハルドゥスの勢力が拮抗して、対峙していた。ユーディットはバイエルンの名門ヴェルフェン家の出身であり、アダルハルドゥスはシャルル禿頭王の妻エルメントルードの叔父であり、ライン川中流域出身門閥の出であった⁽¹⁴⁾。ルイ敬虔帝が八四〇年に死去すると、宮廷の有力者アダルハルドゥスの権力がヴェルフェン家の影響力を一気に凌駕することになる。そして同時代の

ニタルドウスの伝えるところでは、彼は「公の利益を考慮することなく、誰からも気に入られようとした。彼はあるいは特権を、あるいは国家の収入を個人の利益のために分かち与えるよう進言し、かくして誰の求めにも応えるようにさせたために、国家を破滅に導いたのであつた」。

ニタルドウスの嘆きをよそに、アダルハルドウスの振舞いは、一門とそれに近い諸門閥にとつては勢力拡大と進出の絶好の機会となつた。ヴェルナーの仮説に従えば、この時期にロベールはロワール河口地帯に動いたのである。⁽¹⁸⁾ 八四〇年頃ロルシュ修道院に近いライン地方のアルトリップの貴族門閥に生まれ、その著『年代記』の作者でもあるプリュム修道院長レギノンは、修道士としてプリュム修道院がブルターニュ、アンジュー、メーヌ、トゥーレーヌなどのロワール下流地方に領有する遠隔地所領の管理にあたった経験から、この地方の事情に詳しかつた。この記録に登場するルイ敬虔帝時代のロワール地方の伯官職担当者たちに、ロベール門閥に特徴的な名前の人々が何人か見えるところから、ロベールの到来以前から一門によるこの地方への勢力扶植が展開していたとヴェルナーは考へている。⁽¹⁹⁾

ロベール・ル・フォールが、ロワール地方へ定着したことを告げるのは八五二年のマールムティエ修道院の一証書である。ロベールはここで同修道院の俗人院長として言及されている。⁽²⁰⁾ 八五三年末にはこれに加えてトゥール伯とアンジュー伯を兼併し、その八年後にはトゥールのもうひとつの有力修道院であり、今や律修參事会となつたサン・マルタンの院長職を獲得し、八六五年にはプロワ・シャトーダン伯の称号も得たのである。⁽²¹⁾ こうしてロベール家はロワール川下流域に堅固な支配基盤を構築した。⁽²²⁾ 八六一年以後は、国王といえどもオルレアンから西のロワール地方には、あえて足を踏み入れることをしないほどの自律性をえたと評価されている。⁽²³⁾

けれどもロベールは八六六年の秋、ル・マンを襲撃して略奪品を携えて帰途についたロワール河口のノルマン人と、これに合流したブルトン人の一団を、アンジューの北にあるブリサルトで急襲した折り、ボワティエ伯ラムヌルフスとともに斃れた。⁽²⁴⁾ レギノンの『年代記』は、この戦闘と二人の伯の戦死の模様を臨場感あふれる筆致で叙述している。⁽²⁵⁾ ロベールは西フランク王国を劫略するノルマン人と戦いの英雄として記憶されることになるのである。⁽²⁶⁾

ロベールの躍進に警戒を強めていたシャルル禿頭王は、この機をとらえてヴェルフェン家のユーグ、別名ユーグ・ラベ（修道院長ユーグ）をサン・マルタンの院長にすえ、トゥールとアンジューの伯職も与えた。⁽²⁷⁾ ロベール・ル・フォールの一人の息子、ウードとロベールは成年に達していなかつたという事情もあつた。その後二人の遺児は、父親の生国に姿を見せ、兄のウードは八七六年にロルシュ修道院に寄進を行なっている。また弟のロベールはカール肥満王の伯としてロートリンゲンに定着した。だが八八五年にカール肥満王が西フランクの貴族層により国王として招じられるとき、ロベールもまた

ロベールより先に西フランクに戻っていたウードは、この王国でユーラグ・ラベと勢力を二分するパリ司教で國璽尚書であったゴスランの厚遇を得て、パリ伯に任じられた。さらに西王国における肥満王の最高顧問の地位に就いた。⁽³⁰⁾翌八八六年ユーラグ・ラベが病没すると、ウードはパリ伯に加えてユーラグが掌握していたロワール・セーヌ間の「ネウストリア」大公領と、サン・マルタン、マールムティエの院長職も取得した。⁽³¹⁾この年ゴズランがユーラグに一ヶ月先んじて他界していたから、互いに敵対する二人の権勢家がこの世を去り、ロベールの血統に一気に政治的展望が開けたのである。

ウードは父ロベール・ル・フォールの遺領を完全に回復しただけでなく、⁽³²⁾パリ地方にも支配領域を広げた。この間カール肥満王は東フランク王国で貴族層の反乱により廃位されるが、西王国の貴族たちは、彼が八八八年にシュワーベンの森の離宮で孤独のうちに息を引き取るまで待ったうえで、⁽³³⁾パリ伯ウードを国王に選出した。これはピピン三世が国王に即位して以来初めてのカロリング家の血統以外からの国王推戴であるという事実よりも、むしろロベール家の最初の国王即位であるという点で一層重要な出来事である。

L・タイスは西フランクの聖俗貴顕をして、ウードの選出をなした理由を三点挙げている。第一は、ウードが八八五年から八八七年にかけてのノルマン人による執拗かつ激しい攻撃からパリを守りぬいたことに示された軍事的力量への期待。第二に、まさしくフルランスの核心となるパリからロワール川にかけての領域に広大な拠

点をもち、実力の面で卓越していたこと。第三の理由として、「ネウストリア」という実質的に「王国」的な纏まりを有する領域を支配しており、王権の獲得は自然なこととウード自身が考えていた、つまり国王即位への意欲が挙げられる。⁽³⁵⁾

カール肥満王が死没した時、カロリングの王統を継ぐべき存在としてシャルルが存在していたのだから、未成年ではあっても王位に即けることも可能であったのに、あえてウードを選択したのは、おそらくノルマン人の脅威が絶えず現実のものであった中で、名目の王ではなく戦士の美德と強い統率力を具えた国王が切実に望まれたためであろう。三〇年前にブリサルトの戦闘でノルマン人と戦い、討ち死にしたものその武勇が人々の記憶に刻みつけられた父をもたらす、パリの攻防でこの異教徒を擊退した記憶も新しいウードこそ、現下の状況において国王に最も相応しい人物と観念されたのである。この事実は裏返せば、正統なる王位の継承を一時棚上げにするという極限的な選択を西フランク王国の貴族層に強制するほどに、人々はノルマン人の脅威に怯えたということも物語っている。

ウードの一〇年におよぶ治世は安定にはほど遠かった。近年〇・ギヨが詳細に明らかにしたように八八八年二月一九日のコンピエニュでの聖別から、十一月十三日のいわば第二の即位式ともいいうべきランスでの戴冠までは、いつ王位から逐われるかも知れない微妙な政治的駆引きの日々であった。⁽³⁶⁾この即位の翌年には、ノルマン人が再びパリ襲撃の気配を見せたとき、彼はそれを回避するために金

錢を支払い名声を失墜させた。八九三年にはルイ吃音王の息子シャルルが一四歳に達し、ヒンクマール以来ロベール家への敵愾心を伝統とするランス大司教座のフルクが、シャルルを国王として聖別した。フルクの周辺には、カロリング家こそが正統な王統であるとするマース・セーヌ間の北フランスの貴族集團が集まっていた。ロワール川の南にはロベール家のこれ以上の隆盛を望まないギヨーム・ド・ヴェルニュやアデマール・ド・ポワティエなどの有力諸侯がいた。

かくしてウードはその死の前年八九七年のシャルルとの交渉において、自分の死後の王位禅譲を約束する代わりに、ロベールに従来どおりセーヌ・ロワール間の支配権を保証するだけでなく、王国の重要事項の決定にあたって必ずロベールと協議するという条件を認めさせたのであった。⁽³⁷⁾

シャルルの治世は四半世紀の長期にわたる。ロベールとシャルルの関係は九一八年頃まで極めて友好的であった。この間に国王が発給した証書の二〇点以上は、ロベールが仲介人となつており、そのなかでロベールはシャルルに最大限の信頼と親愛の情を表現している⁽³⁸⁾。この間、ロベールは既得の院長職に加えてサン・ドニ、サン・ジエルマン・デ・プレ、サン・ブノワ・スユル、ロワール、サン・テニヤン・ドルレアンも手に入れ、それら一切を息子のユーグ・ル・グラランに継承させることの許可をシャルルから得ていた。⁽³⁹⁾

だが両者の関係は九一八年頃から冷却化する。ハガノンなる「卑しい身分」の人物が、急速に国王の信頼と寵を得たのが原因であつ

た。王国重臣たちの間でハガノンへの敵意が充満していたので、ロベールはこれまで疎遠であつたか敵対していた勢力たるブルゴーニュ大公やランス司教封臣團を、比較的容易に自らの側に引き寄せることができた⁽⁴⁰⁾。フロドアルドウスの年代記によれば、九二〇年、「ソワソンに集まつたフランキアの全ての伯たちはシャルルを放擲した」。そしてその二年後に、ロベールは王国の重臣によりランスで国王に推戴された。

ウードの即位は、成年に達したシャルルマーニュの血統を引く候補者が存在しないことによってどうにか正当化された。けれどもロベール一世の場合は、かつてセーヌ流域のロロに率いられたノルマン人を定着させるという、まぎりなりにも積年の王国の懸案を解決する能力を具えたシャルルという人物が存在したのである。それゆえ、九二三年ロレーヌ人の軍隊を指揮したシャルルが、ソワソン滞在中の新王の不意をついて急襲し、これを討ち取ったとき、ロベール家に反感を懷く年代記作者は、これを「神の裁き」と表現したのであった⁽⁴¹⁾。

しかしロベール一世の死によってシャルルの立場が変わったわけではなかつた。それを一層悪化させたのは、ロワール川の河口に盤踞するノルマン人と手を結んで失地を回復しようと試みたことである。これは王国全体への許しがたい背信行為であつた。王国の貴族層は結束してシャルルに対抗し、勝利した。この戦いの中で、西フランス以後の十数年の政治を主導する三人の人物が前面に出て

くる。ロベール一世の息子ユーラ、ブルゴーニュ大公ラウル、かつてシャルル単純王の腹心でカロリング家の血統を引くヴェルマンドワ伯エリベルである。そして、結局王位に即いたのはラウルであった。ラウルは九二三年七月ソワソンで聖別され戴冠した。

Y・サシエはヴェルナーの所説を踏まえて、ユーラが国王に選ばれなかつた理由をもつぱらユーラ自身の考えに帰している。すなわち国王選出は王国の伝統により、全ての伯領、修道院長職の放棄を求められる。それは叔父ウードも父ロベールも国王即位にあたつて従わねばならない原則であつた。ウードには弟ロベールが、ロベールには息子のユーラが家領と権益を相続させる相手として存在してゐた。けれどもユーラには兄弟がなく、長子ユーラ・カペーもまだ生まれていなかつた。「ユーラの國」と形容された領国と、巨大な収入をもたらすだけでなく、大量の封臣を養う上で欠かせない数々の修道院長職を、全て封臣たちに細切れに賦与するほかはないのである。⁽⁴²⁾

こうしてユーラ・ル・グランは大重臣にとどまつた。けれどもラウルとエリベルとの友好関係の維持にも配慮を怠らなかつた。二人の姉妹の一人であるエマはラウルの妻となり⁽⁴³⁾、もう一人の姉妹アデライドはエリベルの妻となつた。九二六年に最初の妻ロトヒルドと死別したユーラは、ウェセックス王エドワード一世の娘エアドヒルドを妻に迎えた。彼女の姉オジヴァは、いまや捕囚として北フランスのペロンヌに幽閉されているシャルル単純王の妻であり、息

子のルイ四世を伴つていち早く脱出して故国に戻つていたのである。ユーラはエアドヒルドとの結婚により、国王となつたウードもロベールもなさなかつた王の血統との縁組を実現したのである。⁽⁴⁴⁾

ユーラは、九三六年に一三年間にわたつて、絶えざる紛争と離反のなかで国王の務めを充分に果たしてラウルがこの世^セを去るまで、親密な関係を保つた。⁽⁴⁵⁾ ラウルには存命中の息子がいなかつた。ユーラが王位を継承するという選択は、一三年前と同じ理由で取り得なかつた。彼は幽囚のまま九二九年に没したシャルル単純王の息子で、ウェセックスのアーセルスタンの宮廷で養育されているルイ四世を後継者にすることを決めた。これにより教会を中心に根強いカロリング正統主義者の不満を慎め、同時に妻エアドヒルドのウェセックス王家との繋がりで、ルイ四世渡海王への影響力も行使できる立場にあつたからである。⁽⁴⁶⁾ かくして九三六年六月にルイはブーローニュに上陸した。ユーラは岸辺で出迎えフランキアの他の重臣たちとともに、最初に臣従の誓いを果たした。そしてルイを伴つてランに赴き、ランヌ大司教アルトーの手で六月一九日に国王聖別を執り行なわせた。

二人の当初の関係は、それぞれの父親、シャルル三世とロベール一世のそれを彷彿⁽⁴⁷⁾とさせるものである。ルイ四世の名前で最初に発給させた証書で、ユーラは「フランク人の大公」の肩書で呼ばれてゐる。暫らく後に出来られた証書では、「王国全土で第二位の地位にある」と形容させた。けれどもこうした蜜月関係は、父親たちより

遙かに早く終わりを告げた。九三七年母オジヴァをランに迎えたルイ四世は、突然ユーラークに対する態度を変化させる。証書の文言は「誠実なる伯ユーラーク」と冷静で距離をおいた表現に変わった。ユーラークの保護を脱するかのように、ランス大司教アルトーを国璽尚書に任命し、さらに先王ラウルの弟でユーラークに敵対していたユーラーク・ル・ノワールをブルゴーニュの「マルキオ(marchio)」に任じた。これは大ユーラークに対する明白な敵意の表明であった。⁽⁴⁷⁾

ユーラークもこれに応じた。まずカロリング正統主義者と北フランスの貴族層の間に影響力をもち、「筋縄ではいかなが優れた外交能力をもつヴェルマンドワ伯エリベールを味方に引き込み、ついで死没したエアドヒルドの後妻として、国王になつたばかりのリウドルフ・フィンガーハーのオットー一世の妹ハヴィディスを自らの妻に迎えてドイツ王権との同盟を実現したのであつた。⁽⁴⁸⁾ 以下に詳しく検討するプレカリア文書は、まさしくユーラーク・ル・グランにとって一族の死命を制するような決定的な状況のもとに作成されたのである。

三 九三七年のプレカリア証書

パリにあるフランス国立図書館「手稿本室」には、ジャン・マビヨンの同時代人で一七世紀の大好事学者であったエティエンヌ・バリューズが筆写した古文書が、「コレクション・バリューズ」として所蔵されている。⁽⁴⁹⁾ この中の第七六巻が、トゥールのサン・マルタン修道院が作成した事実が知られている三つの証書集成(カルテュ

レール)、すなわち「黒表紙本(パンカルタ・ニグラ)」「白表紙本(パンカルタ・アルバ)」「赤表紙本(パンカルタ・ルブラン)」のうち、史料的に最も重要な文書を含むパンカルタ・ニグラの転写文書を集めたものであつた。⁽⁵⁰⁾

このパンカルタは、おおよそ一一三一から三七年に作成されたが、原本は一七九三年に革命の嵐の中で焼却の悲運に遭っている。だが幸いにして、この証書集成のかなりの部分がバリュースを初めとする文書探索者により転写されていたために、今日まで伝来することとなつた。そうした中の一点に、パンカルタ・ニグラの復元を試みたE・マビュ⁽⁵¹⁾が九三七年と年代推定をしている、ユーラーク・ル・グランが、自ら院長を務めるトゥールのサン・マルタン修道院に宛てて作成したプレカリア設定文書がある。以下にその全文の拙訳を掲げる。

〔訳文〕

全能なる神の慈悲のもと、殖えつゝある人間は死者の誰もが喜捨を受けるにふさわしく、また俗世の財貨によりて天の王国が弥栄こそ尊き神の御前で、全てに施す喜捨となるであろう」と主に語るのを、永遠の旅人の耳に届くことを欲した。全ての者に施す喜捨は、その人とり至聖なる神の御前での大いなる保証となろう。あたかも福音書に、「冷たい水一杯でも飲ませてくれる人は、かららずそ

の報いを受ける」と言えるごとく。

かくの如き理由により、尊き救世主たる神の御名において、聖マルティヌスのバシリカ、ならびに同院の財産の護り手たる吾フゴーその人が、全能の神のかくも深き慈悲にふさわしかりし敬神に思いをめぐらし、また人性のはかなさに思いをこらし、審判の日の到来するや否やに畏れおののきつつ、神と聖マルティヌスに、その職務をこの尊き聖証人にふさわしく行い得たことを願い、吾は同聖証人に寄進を行い、それが永遠に同聖証人のもとに留まるのを欲するであろう。

われらが聖マルティヌス「のバシリカ」、およびこれを規律する修道院団体に、吾の父および母の償いとして、またわが血族ならびに親類縁者の鎮魂のために、わが有する全權とともにリュキピアクム³⁴と称される自有地（アロド）を。この自有地は伯アレドラムヌスが、國王カロルス・マグヌス陛下の權威の命ずるところにより獲得し、その相続人が同地に安らかに住まうことが保証され、その後再び喚起された權威の命ずるところにより所有しているのが知られる。それはメルダキンセ³⁵の伯領に位置し、コウエデンシス³⁶のパーグスにあるが、これを莊館、家屋、土地、葡萄畠、森ならびに巨大なる製粉所、採草地、放牧地、流水、動産ならびに不動産をその從物とともに、またその上に住む男女の奴隸や上記の土地に属する全ての付属地とともに、まさしく現在われらが所有しているが如き明白さをもつて、耕地、未耕地の別なく全的に、富をもたらすべく「与える」。

おなじく自有地ケナナス³⁷を、全ての付属地ならびに付属施設とともに、全的に聖マルティヌスのバシリカと兄弟の団体に。以上二つの自有地を、それらが永遠に所有されるべく、吾フゴーとわが妻ハヴィディスは引渡し、譲渡する。

かくの如き贈与と喜捨の善行の返礼として、吾れ神の名において聖マルティヌスの小羊たる司祭ベルネリウスと、前記の兄弟たちの団体の収入役たる司祭ファルマヌスは、前述の院長たるフゴーと親しきその妻ハヴィディスに、フゴーが聖マルティヌスとわれらに託していたその同じ財産を、用益の目的のために譲渡する。

さらに加えて、われらは王妃ユーディトにより、つづいて禿頭王から一連の書状を得て、われらが先任者たちがかつて取得した「のパーグスにあるモン³⁸のヴィラを、七つの教会、莊館、家屋、葡萄畠、森、採草地、放牧地、流水、製粉所、動産、不動産、すべての従物、その地に住むすべての男女の奴隸とともに、また同ヴィラの耕地をそれに付属するすべての帰属地と付属地とともに、耕作地であれ未耕地であれ、そして賦課徵收権とともに全てを完全にわれらが権利より、同人らの支配権に引渡し、移転する。

ブルアキンセ³⁹のパーグスにおいて、伯ゲルバルドウスより没収されたオワーズ川沿いの「オドンの莊園」⁴⁰と俗に呼び慣わされているもう一つの自有地を、ベルルフス⁴¹、スピノサ⁴²、キウエラティアス⁴³の小村と、聖ゲオルギウスに獻納された教会とともに、また莊館、家屋、葡萄畠、森、採草地、放牧地、流水、製粉所、動産、不動産お

よびすべての従物とともに、われらの権利からフランク人太公フコー殿と愛すべき奥方ハヴィディスの権利と支配に、プレカリアの約束で引渡し、与える。

この四〇マンスから成る自有地が、正しく保有されている証は、

毎年賃租として吾もしくはわが後継者に、聖マルティヌスの秋の巡

察団に七五ソリドウス、また聖マルティヌスの収入役の巡察団に一五ソリドウス支払うことである。両者はそれを納めてくる限りにおいて、全的にそれらを保持し、所有すべきこと。もし「人のうち」人が生き残つたならば、その者はあらゆる手立てを尽くして、当該

の土地の賃租納入を履行すべきこと。一人が死没した後は、一人により認知され、かつ神が与え賜もうた子供のなかの一人が、前記の土地を、先の賃租額を納入する限りにおいて領有すべく受けいひこと。三者すべてが亡くなつた後には、いかなる手続をも経ぬといなし、没収により「サン・マルタンの」兄弟たちの権利と支配に完全に復帰すべきこと。

このプレカリア証書が後代により強固に保持され、われらの後継者たちに毀損されるとなく保持されるよう、ほかならぬわれらの主人で修道院長フコー殿は、十字架の印によりこの証書を認証し、吾ならびに他の兄弟たちに副署するよう命じた。

デカヌスならびに司祭ベルネリウスの署名

*

われわれが依拠した転写本は、バリューズ第76巻フォリオ 1111 四であるが、ここにはこの文書の日付の記載が欠けている。だが、この欠落は同じ文書を転写した一群の別の写本から復元可能である⁽⁴²⁾。それによれば日付記載は以下の如くである。

Data est hujus precariae auctoritas Turonis, XVIII
kal.octobris, in castello Sancti Martini, in pleno capitulo
⁽⁴³⁾
fratrum, in anno II jam regnante domino Ludovico rege.

このプレカリア証書は国王ルイの統治二年の九月一四日にトゥールのサン・マルタン律修参事会⁽⁴⁴⁾すなわち旧サン・マルタン修道院が南限を画している圍壁をめぐらした空間の中にあるサン・マルタンの参事会室で作成された。ロワール川を侵入路とするノルマン人の度重なる襲撃に備えるために、九〇四一九一五年にサン・マルタン修道院一帯を囲むようにして防壁が築かれ、それは castrum Sancti Martini または castrum novum と称された。⁽⁴⁵⁾この Château-neuf が古代都市トゥールの地誌構造に無かった新たな要素をもたらし、中世都市トゥールの誕生にとって重要な役割を果たしたのである。「国王ルイ」とはルイ四世渡海王であり、その統治二年目は西暦九三七年にあたつてゐる。

一読して明らかなように、この文書は本来であれば一つの証書として作成されるべき内容である。前半はサン・マルタンの院長の資

格を有する大ユーラーと、新妻のハヴィディス二人からの同院への寄進を内容としており、寄進証書として独立に作られてしかるべき文書である。「かくの如き贈与と喜捨の善行の返礼として」で始まる後半部分は、サン・マルタンのデカヌスで司祭のベルネリウスと収入役ファルマヌスによるプレカリアによる所領賦与の証書である。

内容的に相互に関連しているとは言え、まったく異なる二つの法的行為を一つの文書に記録するような例として想起されるのは、裁判の判決から遡って、紛争、提訴、証言、調停などの経過を記し、その過程で複数の法律行為、あるいは文書の作成がなされたりした場合に、逐一その内容などを書き留めている「ノティティア (notitia)」と呼ばれる文書類型である。⁽⁶⁷⁾ けれども、ノティティアはその性格からしても三人称で書き表わされるのが普通であるのに對して、われわれの文書は一貫して一人称で記録されているのである。したがってそれはノティティアの文書類型には属さない。サン・マルタ

ン修道院に伝来する私文書の体系的な研究を行なったピエール・ガノーによれば、こうした形式のいわゆる複合文書が、サン・マルタンだけで四点が知られている。⁽⁶⁸⁾ この文書形式の本質は、プレカリア賦与要請する側と、賦与する側の対等な関係を表明するところにあるというのがガノーの見解である。⁽⁶⁹⁾

われわれが上に見たような特異な文書形式の外に、専らプレカリアを賦与する側、すなわち修道院もしくは教会の文書作成担当者が、これを要請する側の主張も含めて、自らの視点で一括して当該プレ

カリア賦与にいたる経緯を記録した文書も登場するが、これは若干後の時代に屬すると推定されている。⁽⁷⁰⁾

九三七年の文書は、サン・マルタンに総計で一〇〇ソリドゥスの賃租支払いを毎年履行するよう条件が課されている。このような賃租支払いが条件として課されるプレカリア授受の形式は、文書に用いられているラテン語「manus firma」から「マン・フェルム文書」と称されている。⁽⁷¹⁾ ガノーによれば、この種の文書形式はサン・マルタンではすでに八世紀末から知られていたが、一〇世紀になってトゥール⁽⁷²⁾、ヴァンドーム⁽⁷³⁾、シャルトル⁽⁷⁴⁾地方で頻出するようになる。われわれの文書がそうであるように、当所は土地の貸与は二世代に限られていたが、一〇世紀の中頃から三世代に延長されるようになら⁽⁷⁵⁾。文書は常に修道院側により作成され、形式も簡単となり、導入的なプロトコルが全て取り払われ、貸与される土地財産の記述と、賃租の額のみになるのである。⁽⁷⁶⁾

修道院側が休眠状態にある、あるいは所領經營戦略上開発が必要とみなした土地を簡便な法的手続により貸与することを可能にしたマン・フェルム文書の盛行は、小経営農民を担い手とする農村開発のダイナミックな様を反映する現象と考えられている。ヴァンドーム地方では、マン・フェルムによる土地貸与の対象となつたのは、ほとんど常に新規に開発された所領もしくは、萌芽的な定住地であり、多くは牧草地や葡萄畠に隣接した耕地であつたとされてい

四 所領獲得の動機についての仮説

さて、末尾の地図は九三七年文書において寄進とプレカリアによる賦与の対象となっている土地の所在地を示したものである。

白抜きの星印で示したのは、ユーグ・ル・グラントがもともと自有地として領有していて、この文書によりサン・マルタンに寄進し、直ちにプレカリアとして請け戻した所領である。リュピアクム、コウェデンシス、ケナヌの三所領がそれであるが、これらはランスの南南西六〇キロほどに、ケナヌ、すなわち現在地セザンヌを中心にして半径八キロほどの円内に分布している。とくにリュピアクム(=ラシイ)とセザンヌの距離は四キロ程しかなく、一〇世紀のこの時代にあっては踵を接した隣り合う定住地であったと想定してよい。つまり極めてコンパクトに纏った所領群を構成しているのである。そしてこの所領群は、すでに触れたように、ヒンクマール以来伝統的にロベール家に対し敵対的であったランス大司教の都市から南南西に伸びる中世の主要街道上に位置し⁽⁷⁹⁾、この街道がマルヌ川を渡る地点にあるエペルネ(Epernay)には、エルヴェ(九〇〇—九二二)がランス司教在職中に城砦を建設してい⁽⁸⁰⁾た。ここには強勢をもつて鳴るランス司教の家臣団が配備されていたのであつた⁽⁸¹⁾。その戦略的重要性は、九二一年に国王シャルル三世単純王がランス司教領に攻め込んだとき、シャルルの腹心の顧問であつたハ

ガノンの軍勢がエペルネの城砦を攻略し、破却したことからも窺える。⁽⁸²⁾

ユーグのセザンヌを中心とした所領群は、ランス司教の封臣團が盤踞するこのエペルネを戦略的に牽制する位置を占めており、おそらくは自らが属するロベール家がロワール地帯に展開させている領国へ、ランスから進出する経路に当たる地点を守る要衝として、重視していたと推測されるのである。

純粹に修道院から貸与された所領は、地図で黒抜きの星印で表示されている。それらは地理的に二つの異なる地域に分布している。そして、プレカリアとして自らの自有地の名義を修道院に移転してまでそれらを獲得しようと望んだとすれば、この文書によって齎らされる法的効果にユーグが期待した本質的なところは、この二群の所領を掌握するところにあつたのだと考えなければならない。

そうした所領の一つであるモンスは、セーヌ川にほど近く、ユーラグの領国の東辺にあるガティネ地方の入口に位置を占めている。ユーラグの封臣として挙げられるのがパリ副伯ティオン、シャルトル副伯ジョフロワ、オルレアン副伯で同名異人のジョフロワ、ブロワ・シャルトル伯トゥール副伯のティボー、アンジュー伯フルク赤毛侯などである⁽⁸³⁾。とりわけオルレアンは、ユーグにとって叔父ウードや父ロベール一世の時代以来ロベール一家の家権力の中心となつており、当然のことながら息子のユーグ・カペーの治世においても重要な世襲領を構成し、カペーの息子ロベール二世はこの都市で生まれてい

⁽⁸³⁾。九八七年のクリスマスに、ロベールが父カペーの共同王として戴冠の儀式を執り行なったのも、この都市においてであつた。⁽⁸⁴⁾クリュー＝イ修道院の修道士ラウル・グラベールは、この都市を「フランク人の王国の主要な国王座所」とか「ガリアの王都」などと形容し、この都市の豊かな富と、人口の多さを讃えている。⁽⁸⁵⁾この都市と伯領の支配は副伯を設けて行なわしめたのであつた。⁽⁸⁶⁾

まさしくモンスは、ランスを主邑とするシャンパーニュ伯領とオルレアン伯領との境界地帯に位置するのである。⁽⁸⁷⁾一世纪初頭から一二世纪中葉にかけてシャンパーニュ伯に下属する総数で八〇人ほどのプレヴォが知られていて、そのうち三四人の任地が史料から確認されるが、この中にセザンヌのそれと並んで、モンスのプレヴォでフロモンドゥスなる人物が一一八年に知られている。⁽⁸⁸⁾それゆえ、セザンヌ、モンスいずれもランス司教の領国たるシャンパーニュ伯領に属し、モンスはオルレアネとシャンパーニュの間を隔てる「サン・マルタンの森」の空隙地に在つて、その境界的性格は紛れもなく明らかなのである。この事実からユーラのモンスに寄せた役割を、自己の権力の心臓部であったオルレアン地方をランス大司教の攻撃から防衛するためにセザンヌに纏めて設けた砦、しかも自領の域外に設けた最後の拠点と想定したのではないかとする解釈が可能であろう。

ユーラがサン・マルタン修道院から貸与された一番目の所領群は、一転してパリの北北東六〇キロほどのところにあるボーヴェ地方の

自有地「オドンの莊園」(現在地 Houdancourt)と、それに帰属するベルルフス(現在地 Breuil)、スペノサ(現在地 Épineuse)、キウェラティアス(現在地 Chevrières)の三集落である。この最後のシユヴリエールはウダンクールから一キロ東に、エピヌーズはウダンクールの西北八キロに、そしてブルイユはウダンクールの西北西一六キロにそれぞれ位置している。

これら一連の所領が、西のほうからコンピエニュを取り囲むように配置されているのが興味深い点である。言うまでもなくコンピエニュにはメロヴィング期以来の王領地と国王宮廷が所在し、九三六年に死去した前王ラウルは、アッティニイやランやランスと並んで、コンピエニュに好んで滞在した。⁽⁸⁹⁾また同王はこの地で造幣活動も行なわせており、単なる休息と狩獵のための離宮ではなかつた。⁽⁹⁰⁾九世纪末から一〇世纪初頭にかけてのカロリング朝諸王は、それまでの伝統的な王家の菩提修道院であったパリ近郊のサン・ドニ修道院と突然関係を断ち、コンピエニュのサン・コルネュー修道院やランスのサン・レミ修道院を墓所として選ぶようになつてゐる。⁽⁹¹⁾当時のサン・コルネュー修道院は一〇〇人もの律修参事会員を擁し、トゥールのサン・マルタンの一〇〇人には及ばないものの、大きな勢力を誇っていたのであつた。⁽⁹²⁾九三六年のクリスマスを、この年国王になつたばかりのルイ四世渡海王はサン・コルネューで祝い、その折りに同院に過去にモー司教ロトハルドゥスによつて篡奪された所領を返還する内容の証書を発給している。⁽⁹³⁾

この直後にルイの突然の変心があり、ユーラーの後見を脱して、自力で統治を行なおうと決意したとリシェは述べている。⁽³⁶⁾ 明けて九三七年の劈頭にイングランドから到来した母オジヴァをランに住まわせ、この都市の防備を彼女に託したのであった。⁽³⁷⁾ こうした国王の動きに対して、ユーラーもただ手を拱いてはいなかつた。彼はラウル治世下でこれまで何度も敵対したことがあり、北フランスのカロリング党派に大きな影響力をもつヴェルマンドワ伯ヘリベルトウスと同盟し、リシェの証言を引用するならば、「彼とともに国王を侮辱するような多くの事柄を行なつた」⁽³⁸⁾ のであつた。

国王を侮辱するような事柄とは何か。リシェはそれについて詳しく述べることをしない。この点についてウェセックス王エドワード一世の娘エアドヒルドを妻としてむかえていたユーラーが、おおよそ一〇年におよぶ結婚生活の後に妻を失い、九三六年か三七年にドイツ王オットー一世の妹ハヴィディスと結婚した事実が想起される。ユーラーがハヴィディスを妻として伴つて史料に登場する最初のものが、われわれのプレカリア証書なのである。⁽³⁹⁾ ユーラーがウェセックスのアエセルスタンよりも一層強力な王権と姻戚関係を結んだことは、ウェセックス王女を母にもつ国王ルイにとって大きな屈辱であったに違いない。そして「国王を侮辱するような多くの事柄」の中には、王都コンピエニュの喉元に匕首を突き付けるようにして配置した、ウダンクール以下の三所領の存在が含まれよう。

これらの所領群はすでに指摘したようにコンピエニュの西方に

展開していく、コンピエニュあるいは、さらに東方に位置するランスや、ルイのもう一つの拠点である北東のランからの進出に対処する配置を示しているのである。その中心をなすウダンクールの所領は、八二八年のルイ敬虔帝ならびに長子ロタールの確認証書によれば、パリのサン・ドニ修道院長ヒルドイヌスとラントフレドウスなる人物が所領の一部を交換をしたり、ラントフレドウスに渡つた土地であつた。⁽⁴⁰⁾ 八二八年には「農民居住区画と耕地のあいだの九ボニエ……」のように、ごく簡単な記述にとどまつてゐるのに対し、われわれのプレカリア文書では、教会や製粉所を初めとしてより多様な施設や農地範疇が記載されており、勿論単なる記載形式の差異でしかない可能性も排除しえないけれども、やはり当該所領がこの間に見せた開発の進展を示す現象ではなかろうか。

われわれのプレカリア文書において、ユーラーがサン・マルタン修道院から貸与された土地は合計で四〇マансであるが、彼が代価として毎年サン・マルタンに支払わなければならない賃租は一〇〇ソリドウスである。⁽⁴¹⁾ これは同修道院が九〇〇年に結んだプレカリア契約に比べて著しく高額である。⁽⁴²⁾ ここでは貸与される土地は確実にユーラーの場合より大規模であるのに、賃租の額は一〇ソリドウスにすぎないのである。⁽⁴³⁾ この異常に高額な賃租支払の同意は、ユーラーの置かれた抜き差しならぬ状況を少しでも自らに有利に展開しようとする必死の努力の反映と見ることができるであろう。

勿論九三七年の文書には、ユーラーが獲得した所領をどのように利

用するかを仄めかす文言は一切見られない。けれども、この時点においてユーラが置かれていた状況を考えるならば、自然な仮定といふのは、これまでわれわれが折りに触れて説いてきたように、彼がそれらを政治的、戦略的な意図のもとに入手し、そのような目的に利用したに違いないとするものである。ユーラには、これらの地に信頼に足る下臣を配置して敵対する勢力の進攻に軍事的に対処せしめる一方、所領経営の拡充により小規模ではあるが政治的な要衝の経済的基盤の強化をはかることも念頭にあつたであろう。まさしくこの時期は地域的な遅速の差はあるものの、おしなべて農村開発が活発化した顕著な成長期であったとの認識が、歴史発展の展望を異にする中世史家たちの間でさえ、共有されている時期である。⁽¹⁵⁾ 残念なことに、私はこれらの所領がその後どのような展開を見せたかを具体的に示してくれる史料を、現時点で見いだしえないのである。しかし、すでに指摘したようにカペー王権が成立し、ランス司教座をも掌握した一世紀後に、セザンヌとモンスがプレヴォの所在地として史料に登場する事実は、これらの所領が地方的な小中心地としての機能を具えるに到つたことを物語るものであり、ユーラの寄与がいかほどであったかは不明なもの、少なくとも彼の意図に反するようないきさつの推移はなかつたことの証明とすることができよう。

五 おわりに

一〇世紀のランス司教座聖堂参事会員フロドアルドウスの手にな

る『ランス教会史』を、事件史と構造史の手法を結びつけて読解することにより、教会史に新しい道を開いたミシェル・ソーは、九三六年と九三七年を、特に決定的な事件に満ちた年と形容した⁽¹⁶⁾。九三六年のルイ四世の即位と、ユーラからの離反、そしてユーラのヴェルマンドワ伯ヘリベルトウスとの同盟と、後者を仲介してのドイツ王権との姻戚関係の実現というように、事態は目まぐるしく展開してゆく。ルイ四世・ランス大司教アルトー対ユーラ・ヘリベルトウス、という対抗関係が、以後数年の西フランク王国における権力政治の基本的構図となる。

ことに重要な意味をもつと思われるには、ユーラとハイディイスとの縁組である。それがカロリングの王統たるルイにどれほど大きな衝撃を与えたかは、次のような事実から知られるのである。すなわち九三九年ロートリンゲン貴族層がドイツ王オットー一世の支配に対して反乱を起こしたもの敗北した際、敗死した貴族の中にハイディイスの姉ゲルベルガの夫ギゼルベルトウスもまじっていた。オットー一世の意向はゲルベルガをバイエルン大公ベルトルドウスと再婚させるところにあつたが、ルイは直ちに行動を起こして、この七歳年上のドイツ王の妹と結婚するのである⁽¹⁷⁾。この縁組により、ルイ四世は当時のフランク世界における勢力関係において、ようやくユーラと対等の位置を占めることができたのであった。けれども西フランクの二大勢力がドイツ王権と結んだ二重の婚姻関係は、さらに重要な政治的帰結をもたらすのである。それはドイツ王権に

西ハノンク政治の調停者の役割を与へるにふさわしく詔したのによる。
「トゥルキヤ」では、いの後、⁽¹⁾王權の意向を無視して女配者の地位を維持するにはどうぞよろしく。アントワネットの構図は、半世紀を経て九八七年ハーベーの西子ハーベー・カペーがフランツ国王に推戴されたにも関わらずだ。ハーベー・カペーの国王選出の背後には、チャーチ・王室のローマの祭司の折り合ひだった。西子ハーベーの態度が、チャーチ・王室の死後も西子ハーベーの近辺ノンス大司教アダルベルトを連れて、サンリエの国王選出会議で大やかに役割を演じたからである。⁽²⁾

[註]

- (1) M. Parisse, Qu'est-ce que la France de l'an mil? in. *La France de l'an Mil*, sous la direct. de R. Delort, Paris 1990, p.31.
- (2) ローマの問題や多くの紛争の最終的解決を試みる K. F. Werner, Les Robertiens, in. *Le roi de France et son royaume autour de l'an mil*, ed. par M. Parisse/ X. Barral Alart, Paris 1992, pp. 15-17. また、半世紀の紛争を Ch. Pfister, *Etudes sur le règne de Robert le Pieux (996-1023)*, Paris 1885; Appendix no. 1, Les origines de la maison de France, pp. 388-89 参照。
- (3) 二、三の『トゥルキヤ』日本語訳文による。Richer, *Histoire de France (888-995)*, ed. et traduit. par R. Latouche, 2 vols. Paris 1930-37 着。翻訳者による解説参照。

- (4) Richer, *Histoire de France*, t. 1, p.16.

- (5) Aimoni Miracula Sancti Benedicti, *Migne, Patrologiae latinae*, t. 139, lib. 1, p.803.

- (6) A. de Barthélémy, Les origines de la maison de France, in *Revue des questions historiques*, t. XIII, 1873, p.111 参照。

- (7) P. Riché, *Gerbert d'Aurillac. Le pape de l'an mil*, Paris 1987, p.101 参照。

- (8) K. Glöckner, Lorsch und Lothringen. Robertiner und Capetingier, in. *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, NF 50, 1963, pp.301-354.

- (9) *Ibid.* p.340 et suiv. 参照。

- (10) Werner, *op. cit.* p.16.

- (11) Glöckner, *op. cit.* p.342-349.

- (12) M. Werner, *Der Lützicher Raum in frühkarolingischer Zeit. Untersuchungen zur Geschichte einer karolingischen Siedlung*, Göttingen 1980, pp.184-227.

- (13) R. Le Jan, *Famille et pouvoir dans le monde franc (VIIe - Xe siècle). Essai d'anthropologie sociale*, Paris 1995, p.43 et n. 74. SS. r. Germ. t. III, p.430.

- (14) Werner, *op. cit.* p. 16; Widukind res gestae Saxoniae, *MGH. SS. r. Germ.* t. III, p.430.

- (15) Werner, *op. cit.* pp.16-17.

- (16) P. Riché, *Les carolingiens. Une famille qui fit l'Europe*, Paris 1983, pp.166-167.

- (17) "Qui (= Adalhardus) utilitati publice minus prosapiens placere cuique intendit. Hinc libertates, hinc publica in propriis usibus distribuere suscit ac, dum quod quique petebat, ut fieret effecti, rem publicam penitus annularit."

- raine, t.17, 1865, Index Chronologique, no.140, p.489
- (53) 「アーヴィングの歴史」 | ○—■ | 1953 『歴史』
P. Gasnault, Les actes privés de l'abbaye de Saint-Martin de Tours du VIIIe au XIIe siècle, in *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t.112, 1954 (1955), p.49
- (54) Larchy, départ. Marne, cant. Sézanne
- (55) Meaux, départ. Seine-et-Marne
- (56) Queueudes, départ. Marne, cant. Sézanne
- (57) Sézanne, départ. Marne
- (58) Mons-en-Montois, départ. Seine-et-Marne, cant. Donnemarie Dontilly
- (59) Beauvais, départ. Oise
- (60) Houdancourt, départ. Oise, cant. Estrées St. Denis
- (61) Breuil, départ. Oise, cant. Clermont
- (62) Epineuse, départ. Oise, cant. Clermont
- (63) Chevrières, départ. Oise, cant. Estrées St. Denis
- (64) フランス BNF. Mélanges Colbert, t.46, fol. 64-65, Lesueur no.100, Dupuy, vol.228 fol. 88, vol. 841, fol.109 フランス Mabille, La pancarte noire, op. cit. pp.413-414
- (65) Ibid.
- (66) Topographie chrétienne des cités de la Gaule des origines au milieu du VIIIe siècle, éd. par N.Gauthier et J.Ch.Picard, t.V, Provence ecclésiastique de Tours, par L.Piétri et J. Biarne, Paris 1987, p.27; B.Chevalier, *Tours, ville royale, 1356-1529*, Paris 1975, p.56 フランス *ヤニセイ歴史学研究会編著『ルネサンス期のブルゴーニュ』 | 1975-1976 | 1976
- E.R.Vauzelles, *La collégiale de St.Martin des origines à l'avènement des Valois (397-1328)*, Paris 1908, p.109
- (67) O.Guyotjeannin / J. Pycke / B.-M.Tock, *La diplomatie médiévale*, Brepols 1993, p.25
- (68) フランス ルネサンス期のブルゴーニュの歴史 P.Gasnault, *Étude sur les chartes de Saint-Martin de Tours des*
- origines au milieu du XIIe siècle
- (69) 1953 『歴史』
P. Gasnault, Les actes privés de l'abbaye de Saint-Martin de Tours du VIIIe au XIIe siècle, in *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t.112, 1954 (1955), p.49
- (70) Ibid. pp.49-50
- (71) Ibid. p.50
- (72) Ibid.
- (73) フランス ルネサンス期のブルゴーニュの歴史
P. Gasnault, Les actes privés, p.50
- (74) D. Barthélémy, *La société dans le comté de Vendôme, de l'an mil au XIVe siècle*, Paris 1993, pp.44-51
- (75) A. Chédville, *Chartres et ses campagnes (IXe-XIIIe siècles)*, Paris 1973, pp.117-118
- (76) Gasnault, *Les actes privés*, p.51
- (77) Ibid.
- (78) Barthélémy, op. cit. p.45
- (79) P. Desportes, *Reims et les Rémois aux XIIIe et XIVe siècle*, Paris 1979, p.106 フランス
- (80) "Aliam nihilominus munitionem apud Sparnacum super fluvium Maternam construxit." in Flooardi Historia Remensis Ecclesiae, lib. IV, cap.13, *MGH.SS.r. Germ.* t.XIII, p.576.
- (81) M.Sot, *Un historien et son église au Xe siècle. Flooardi de Reims*, Paris 1993, pp.238-239
- (82) Flooardi Annales, a.922, *MGH.SS.* t.3, p.370; Sot, ibid. p.242
- (83) Ph. Lauer, *Le règne de Louis IV d'Outre-Mer*, Paris 1900, pp.5-6; J.Dondt, *Etudes sur la naissance des principautés ter-*

riores en France (IXe et Xe siècles), Brugge 1948, pp.112-114

(85) R.Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königtum und Fürstentum. Studien zur bischöflichen Stadtherrschaft im westfränkischen-französischen Reich im frühen und hohen Mittelalter*, Bonn 1981, pp.498-499

(86) Pfister, *Études sur le règne de Robert le Pieux*, op.cit. pp. 119-120

(87) L'Abbé Patrou, *Recherches historiques sur l'Orléanais depuis l'époque celtique jusqu'à nos jours*, t. 1, Orléans 1870, p.8; Pfister, *ibid.* p.40

(88) Rodulfus Glaber, *Historiae sui temporis, Recueil des historiens de France*, t.X, 17E et 34A; Pfister, *ibid.* pp.119-120

(89) Kaiser, *op.cit.* p.499

(90) J.Calmette, *Atlas historique II, Le Moyen Age*, Paris 1959, Carte V, La France féodale (partie nord)

(91) M.Bur, *La formation du comté de Champagne*, v.950-v.1150, Nancy 1977, pp.438-441 約題。

(92) Lauer, *Robert Ier et Raoul de Bourgogne*, op. cit. pp.18-19

(93) A. Erlande-Brandenburg, *Le roi est mort. Études sur les funérailles, les sépultures et les tombeaux des rois de France jusqu'à la fin du XIIe siècle*, Genève 1975, p.73

(94) Werner, *Les origines. Histoire de France*, t.1, Paris 1984, p.478

(95) Lauer, *Le règne de Louis IV d'Outre-Mer*, op.cit. p.18

(96) "Rex, felicium rerum successu elatus, praeter ducis procurationem res suas ordinari posse cogitabat." in Richer, *Histoire*

de France (888-995), t.1, éd. et traduit. par R. Latouche, Paris 1967, lib.II, cap.6, pp.136-137

(97) "Laudunum itaque tendit ibique matrem suam Elhgivam reginam ad urbis custodiam deputat ac exinde quaecumque prater ducem adriebat". *ibid.*

(98) "plurima apud eum (=Heribertum) in regis contumeriam pertractans." *ibid.*

(99) ルードルフは、アーヴィングの歴史書で「オーベルバウム」の地名を記載。 Lauer, *Le règne de Louis IV d'Outre-Mer*, op. cit. p.27, n.4 約題。

(100) *Ibid.*

(101) "... Dedit Hilduinus memorato Lanfredo ... in pago Belvaciense, in loco qui dicitur Hildonecurte, inter sellam et terram

arabilem bunuaria novem et in ipso loco, inter sellam et terram arabilem bunuaria duo et dimidium seu et in tertio loco, in Landulficurte de terra arabili bunuaria duo et dimidium..." in M. Roblin, *Le territoire de l'Oise aux époques gallo-romaine et franque. Peuplement, défrichement, environnement*, Paris 1978, document, no. 22, p.304

(102) ルードルフの領地。

(103) ルードルフの領地。

(104) Gasnault, *Les actes privés, op. cit. pieces justificatives no.1* 約題。

(105) "...student ex praedictis simul omnibus rebus reddere annis singulis in generales unus fratrum ad missam sancti Martini autamnam censem probatae monetae solidos X sicque..." *ibid.* p.59

(98) Ph.Contamine, M.Bonpaire, S.Lebecq, J.L.Sarrazin,

L'économie médiévale, Paris 1993, p.136 et suiv.; R.Fossier, *Enfance de l'Europe, aspects économiques et sociaux. t.2, Structures et problèmes*, Paris 1982, passim. 亂・ソ・シ・ク・-・ソ・
P.Toubert, La part du grand domaine dans le décollage économique de l'Occident (VIIIe-Xe siècles), in *La croissance agricole du Haut moyen Age. Chronologie, modalités, géographie*, Flaran 10, Auch 1990, p.86 脊 G.Bois, *La mutation de l'an mil. Lourmand, village mâconnais de l'Antiquité au féodalisme*, Paris 1989, passim. 組題。

(107) Sot, op. cit. p.272

(108) C.Bruhl, *Naissance de deux peuples, Francais et Allemands (IXe-XIe siècles)*, Paris 1994, pp.214-215

(109) *Ibid.* p.215; J.Ehlers, Carolingiens, Robertiens, Ottomiens: politique familiale ou relations franco-allemandes, in *Le roi de France et son royaume autour de l'an mil*, éd M.Parisse/ X.Barral Altet, Paris 1992, p.40

(110) Sassier, op.cit. pp.168-169; P.Riché, *Gerbert d'Aurillac. Le pape de l'an mil*, Paris 1987, p.101

ユ
・
グ
・
ル
・
グ
ランの九三七年(佐藤)

[史料]

Bibliothèque Nationale de France, Paris
 Coll. Baluze t.76 fol.324 (ancienne foliot. 321)
 Pancarta nigra fol.65 & in alia fol.53
 P.N. no.LVII, an.937

Multpliciter multiplex omnipotentis Dei misericordia perplurimum voluit honorare genus hominum, dum cuique mortalium largiri dignatur ut ex temporalibus rebus caelistica regna mereari valeat, & ex transitorij semperrena percipere dicente Domino per angelicam vocem; Fiducia magna erit coram summo Deo elemosina omnibus facientibus eam. Et in euangelio: Quicumque dederit calicem aquae frigida faturum in nomine meo non perdet mercedem suam.

Quocirca in nomine summi salvatoris Dei nos quidem Hugo venerabilis sancti Martini basilicae atque ipsius rerum Abbas tantum misericordiam Dei omnipotentis merita devota considerans, modumque fragilitatis attendens humanae, ac pauens utrumque diem judicij, offero Deo & sancto Martino, ut ipsum eximium confessorem merear habere suffragatorem in meis necessitatibus, dono donatumque in perpetuum iste vole eidem confessor: Domna meo Martino suoque congregationi, cui praeesse videor, tam pro mercede genitoris ac genitricis meae quam etiam pro remedio animae meae meorum propinquorum sive parentum cum omni integritate juris mei alodum nuncpantium Lupchiacum, quemque Aledramnus comes per auctoritatis praeceptum a domno Karolo magno rege obtinuerat, veluti heres illius in eo existens idoneus, & iterum per rememoratae auctoritatis praeceptum possidere cernor, situm in comitatu Meldacinse in pago qui dicitur Couedensis, cum domibus, aedificiis, terris, vineis, silvis admodum spatiorissimis farinariis, pratis, pascuis, aquis aquarumve decursibus, mobilibus & immobilibus, cum omni supraposito & mancipiis utriusque sexus desuper comitantibus vel ad ipsum jamdictum locum pertinentibus suisque omnibus adjacentis, sicut a nobis ad praesens possideri cognoscitur, totum ad integrum, cultam & incultam quae situm ad inquirendum. Et in alio loco alterum similiter alodum nomine Cenanas vocatur cum omnibus suis integritatibus & adjacentiis, in quibuscumque sint locis, de nostro jure in jus & dominationem sancti Martini nec non ejusdem congregationis fratrum. Has duas praeomnинatos alodos perpetualiter habendos ego Hugo & uxor mea Hauidis tradimus atque condonamus.

In recompensationem autem tanti doni ac meriti largitionis nos in Dei nomine Bernerius scilicet gregis beati Martini levita atque decanus, necnon Farmannus sacerdos & archichalvis caeterique praelibatae congregationis fratris concedimus praeфato seniori patrique nostro domino Hugoni & necnon dilectae conjungi suo Hauidi usu & ordine fructuario illas ipsas res quos idem sancto Martino & nobis delegaverat. Insuper tribuimus eis more praeсario villam Montis, quam olim Iudith regina calvo iterum per praecepti seriem praedecessoris nostri obtinuerant, & est in pago [] cum ecclesiis VII, domibus, aedificiis, vineis, silvis, pratis, pascuis, aquis aquarumve decursibus, farinaliis, mobilibus & immobilibus, cum omnibus supra positis & mancipiis utriusque sexus desuper comitantibus vel ipsam curtem aspicientibus suisque omnibus alijs appendicijs vel adjacentiis & quicquid ad ipsam praeium aspicere vel pertinere videtur, cultum & incultum, quae situm & ad// (verso) in quirendum, totum & ad integrum de jure nostro in potestatem ipsorum ac dominatinem

二

tradimus atque transfundimus. In pago etiam Bluacinse cedimus illis alium alodium praecario more de Gerbaldo comite evindicatum & adquisitum, Odonis videlicet cortem usualiter vocitatum, super fluvium qui dicitur Hesa, cum villare Berulfi & Spinosa atque Civeratias, cum ecclesia quae est constructa in honore sancti Georgii, cum domibus, aedificiis, vineis, terris, ilvis, farinario, pratis, pascuis, aquis aquarumve decursibus, mobilibus & immobilibus, & cum omni supra posito suisque omnibus adjacentiis. totum & ad integrum, cultum & incultum quaesitum & ad inquerendum, de jure nostro in jus & dominationem tam domni Hugonis Francorum ducis quam etiam Haudis ipsius amabilis & multum dilector conjugis tradimus atque condonamus, habentem in se mansos XL, eo quidem rationis ordine atque tenore ut tam ipse venerandus se saepe nominandos due domnos scilicet Hugo, piam etiam affabilis ipsius conjunx Haudis & pro praedictis rebus quas ipse partibus nostris delegavit, & pro praenominatis etiam quos eis precario more concedimus, annuatim persolvere studeant in censem nobis vel successoribus nostris ad missam sancti Martini autamnalem in argento solidos LXXV & archiclavii sancti Martini solidos XXV & sic quandiu advexerint praenominatas res ambo cum omni integritate teneant atque possideant. Si quis vero ex his duobus alterum supervexerit, superstis sub praestilato censu earundem rerum heres omni modo fiat. Post amborum quoque dissasum unum liberarum tantum qui ex eis noscitur sunt & quos Deus donaverit praedia jam designata sub praenatata ratione census quandiu advexerit possidenda suscipiat.

Post horum quoquo trium dignissum, absque ulla isptata confisctione in jus & dominium integerrime revocetur fratrum. Ut autem haec precaria in reliquem firmior habebaret & a successionibus nostris inviolabiliter conservetur, ipse dominus Hugo abbas & senior noster sub signo sanctae crucis eam firmavit & nobis ac reliquis nosris confratribus corroborandam desinare dispositus.

Signum Bernerii decani atque Leuila

Signum Farmanni & archiclavis.

()内は空白

